

ケアサービス ホクゼン港南 指定居宅介護支援事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社北全が開設するケアサービス ホクゼン港南指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2.事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアサービス ホクゼン港南
- 二 所在地 横浜市港南区日野 1-9-19-101

(職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。)

- 一 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- 二 介護支援専門員 3名（常勤職員3名 内1名管理者と兼務）

介護支援専門員は、下記の指定居宅介護支援の提供に当たる。

- ① 在宅の生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。
- ② 介護サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ③ 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末（12/30～1/3）夏季休暇（8/14～8/15）を除く。
- 二 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- 二 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画書を作成する。
利用者様による居宅サービスの選択に資するように、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者様又はその家族に対して提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者様の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者様及びサービス事業者に交付する。
適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者様が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
課題分析について使用する課題分析の方法は、MDS-HC 方式等を用いるものとする。
- 三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも 1 月に 1 回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）する。
モニタリングの結果についてはその都度記録する。
- 四 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者介護を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 五 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者様の自宅又は事業所の相談室において、利用者様又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 六 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、公共の交通機関を利用した時に要する実費を請求するものとする。
- 七 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、横浜市港南区・南区・磯子区の区域とする。

(苦情処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2.当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3.当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第10条 指定居宅会議支援事業所は、介護支援専門員の質的向上をはかるための研修の機会を次の通り、設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 一．採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二．定期研修 年6回
- 2.介護支援専門員その他の従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3.指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
 - 4.この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社北全と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年7月1日から施行する。